

令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議会議録

第23日（令和5年10月3日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第45号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」まで、及び議案第47号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案15件を一括議題  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 11人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 10番 | 前田晃君 | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長 補 佐 | 坂本 久恵 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主 幹 | 藤岡康二郎 君 |

主 事 捕 吉村 尚宜 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                         |         |                      |         |
|-------------------------|---------|----------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長          | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼<br>会計課長       | 井上 美樹 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 谷崎 清 君  | 企画財政課長               | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長  | 東 直能 君  | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                   | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長 | 中村 浩司 君 |
| 健康推進課長                  | 竹池 亮 君  | 福祉事務所長               | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                 | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                  | 酒井 満 君  | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                 | 山本 実 君  | じんけん課長               | 窪内 研介 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |
| こども未来課長                 | 中津 恵子 君 | 生涯学習課長               | 西原 貴樹 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |                      |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議、第23日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時10分 再 開

○議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

御報告いたします。

議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」に係る議案書について、市長職務代理者 副市長から訂正の申出があり、その正誤表をお手元に配付して

おりますので、御了承願います。

日程第1、市長提出、議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第45号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」まで、及び議案第47号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案15件について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、岡本 詠君。

（予算決算常任委員会委員長 岡本 詠君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（岡本 詠君） おはようございます。

令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、2款1項12目ががんばる地方推進費について、委員から、移住促進支援交付金について、説明を求めました。

執行部の説明によりますと、人口の東京圏への一極集中の是正と地方の担い手不足の解消を図るため、東京都及びその周辺の県といった対象地域から本市へ移住される方のうち、テレワークをされる方を対象に二人以上の世帯で100万円を支給するもので、今回、光ファイバーの通信網が整備された地域である貝ノ川地区に、対象者となる方が移住されたため、補正予算を計上したとのことであります。

委員から、市内において、リモートワークで定着している事例、件数など把握しているかとの質疑があり、執行部によりますと、リモートワークでの定着というのは把握していないが、この10年間で、約500名から600名の方が本市へ移住され、定住率は、約7割から8割ぐらいになっている。今回の支援交付金は、国の補助事業であり、県内全ての市町村がこの制度を導入し、実施している。また、この制度は令和元年度からあり、これまで高知県内に移住され、この交付金の対象となった方は、30人程度いる。今までは、県が認定する事業所に就職した場合のみ対象とされていたため、対象者数が少なかったが、補助制度の範囲が拡大され、テレワークについても対象となり、今年度、本市で初めて対象者となったとのことであります。

また、ほかの委員から、土佐清水市にとって、人口減少は大きな問題であり、人口減少に対応する施策として有効な交付金だと思うので、少しでも人口減少に歯止めがかかるよう取り組んでいただくよう要請し、了承をいたしました。

同じく歳出中、9款5項1目保健体育費について。

委員から、宿毛市陸上競技場改修事業費補助金について、説明を求めました。

執行部の説明によりますと、この補助金は、宿毛市陸上競技場改修の設計業務に対し、宿毛市が委託料1,027万4,000円を予算化しており、その設計費に対し、事業費の2分の1を県、4分の1を宿毛市、残りの4分の1を幡多地区の5市町村で案分した割合で、負担することになっているとのことであります。

委員から、なぜこの陸上競技場を改修するのか、また、最終的に事業費全体では、幾らの工事費を想定しているかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、日本陸上競技連盟公認の陸上競技場は、幡多地域では、この陸上競技場のみである。公認期間については、5年となっているが、継続検定を受けた平成30年度から3年目となる時期に、日本陸上競技連盟検定員を招き調査を実施した。公認となるには、400メートルトラックの誤差が4センチ以内でなければならないところ、9.159センチ長くなっているという調査結果が出た。これを受け、宿毛市が改修工事維持経費を検討したものの、単独での公認継続を断念した。このまま公認失効となると、公認陸上競技場で実施される大会記録会で、少しでもタイムを縮めるために日々努力している陸上競技者は、高知市内への遠征を余儀なくされることから、コンディションの調整やベストタイムを出すことが困難になるおそれがある。さらに、その家族、関係者への経済的負担が相当大きくなることから、県・幡多6市町村、日本陸上競技連盟が協議し、改修費及びランニングコストを含め、県・幡多6市町村が負担していくこととなった。工事費については、約3億7,000万円か8,000万円になるのではないかと考えているとのことであります。

委員から、いずれは工事費に対する本市の負担も出てくると思われるが、宿毛市陸上競技場については、土佐清水市にとっても必要な競技場であるため、本市も競技場の改修に協力していくよう要請し、了承いたしました。

2、議案第42号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

議案第43号「令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

議案第44号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について」

議案第45号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」

以上、4件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第47号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第52号「令和4年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの各特別会計歳入歳出決算について報告をいたします。

審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項については次のとおりでございます。

3、議案第47号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

委員から、国保会計は、令和2年度から税率や賦課方式を変更して、黒字に転じており、令和4年度は、8,000万円以上の黒字決算となっているが、ここ3年ほどの黒字決算の理由について、どのように分析をしているかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、県に支払う事業納付金が、令和3年度は5億4,307万円であったのが、令和4年度は4億7,522万円と6,785万円の減額になっており、これが最も大きな要因と考えている。その事業納付金が下がった原因は、被保険者数の減少によるもので、令和4年度の平均被保険者数3,765人と令和3年度の平均被保険者数と比べ6.3%減少しているとのことであります。

また委員から、今年度の国保会計も黒字になる予測をしているかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、今年度も、今の段階では6,000万円ほどの黒字を見込んでおり、今後も被保険者数が減少していくことが続くことから、全体での納付金も下がっていく傾向が続くものと考えているとのことであります。

委員から、その傾向が続くということであれば、国民健康保険税の税率を上げるのではなく、下げるということも検討課題になるのではないかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、実際、税率改正して以降、基金を積立てているが、医療技術の高度化等のほか、新薬等が出た場合には、想像のつかない医療費が必要になってくる可能性もある。また、令和12年度に県下の税率を統一するという動きが来年度から始まっていくが、その取組に向けて本市は、健全な財政運営ができています。その6年間に、市民に負担を求めるような試算はしていないが、長い期間になるため、いろいろなことが起こる可能性をはらんでいる。そのためにも、その財源として基金を持つことも必要と考えている。ただ、あくまでも想定であるので、御指摘があった税率の改正等についても、必要な時期が来たら、検討しなければならないと思っているとのことであり、了承いたしました。

4、議案第48号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第49号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第50号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の

認定について」

議案第51号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第52号「令和4年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、議案第47号から議案第52号までの特別会計歳入歳出決算については、採決の結果、全会一致により、それぞれ認定することに決定をいたしました。

なお、決算審査を通じて、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行においても十分留意されるよう要請をいたします。

以上、報告といたします。

○議長（作田喜秋君） 次に、総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第53号「土佐清水市企業版ふるさと納税基金条例の制定について」

執行部の説明によりますと、個人が行うふるさと納税とは別に、企業が行う企業版ふるさと納税制度があり、個人が行うふるさと納税は、寄附金を一旦基金に積立てをし、使用する際には、基金から取崩しをして使っていくことになっているが、この企業版ふるさと納税については、寄附のあった年度に使い切ることが原則とされており、寄附の金額や時期によっては、年度内で使い切ることができないという場合も想定がされる。そういった場合に一旦基金に積立てをし、その積立てたものを翌年度以降に活用していくことができるように、今回、新たに企業版ふるさと納税の基金を創設する条例制定であるとのことでした。

委員から、企業版ふるさと納税の納税者はこれまで何件あったのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、令和4年度にシステム関係の企業から1件あった。寄附額については原則1事業当たり10万円以上が対象になるとの説明がありました。

別の委員から、今後、企業版ふるさと納税の周知をどのようにするのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、現時点で市のホームページには掲載をしており、また関東土佐清水会とも連携しながら、周知をしていく。広くというよりも、本市に対しての思いがある企業と連携していきたいと考えており、寄附というところも踏まえてパートナーシップを結ぶようなイメージで話し合いをしながら進めていきたいとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっており、その需要の増加に伴い、大型電動車、電動バスや電動トラックといった普及がさらに加速することが予想されているが、改正前の省令では、全出力50キロワットを超える急速充電設備は、変電設備の規制対象となっているため、当該規制により、担当者以外の者は取り扱うことができないなど、不都合が生じている。これを受け、総務省消防庁において急速充電設備の規制の在り方に関する検討部会による検討の結果、最大出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も急速充電設備扱いとし、分離型の急速充電設備等を新たに規定するなど、制定基準を定めている国の省令が改正されたことにより同様の整備を行うこと。また平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設については、一定の場所を除き、喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となり、火災予防の観点から、喫煙所に標識を設置することを求められており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、土佐清水市火災予防条例第23条に定める指定場所における喫煙の制限に関して、土佐清水市火災予防条例の一部を改正するものとのことであります。

委員から、急速充電器と普通充電器の違いについての質疑があり、執行部の説明によりますと、急速充電器と呼ばれるものは、20キロワットを超える出力のもので、充電時間としての例は、電気自動車の容量60キロワットのバッテリーなら、30キロワットの急速充電器では、2時間で充電が完了する。3キロワットの普通充電器では約20時間で充電が完了になるとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第54号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第55号「土佐清水市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（作田喜秋君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時44分 再 開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第41号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」、議案第42号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」、議案第43号「令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」、議案第44号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算(第1号)について」及び議案第45号「令和5年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」の補正予算案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第41号から議案第45号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」、議案第50号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第52号「令和4年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」の決算認定に係る議案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第47号から議案第52号までの6件は、認定されました。

次に、議案第53号「土佐清水市企業版ふるさと納税基金条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号「土佐清水市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第4号「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君登壇)

○3番(弘田 条君) 「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書」についてを
読み上げて、御提案させていただきます。よろしく願いいたします。

子供は、ほかの何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立にかかわらず保育施設において、子供の貴い命が失われるという
事態が生じています。もはや子供の命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らか
です。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで
人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人一人の保育士の努力では限界に来ています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精いっぱい働く
保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することと合わせて、
安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子供の命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

よって、政府におかれては、保育施設の職員配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に
改善すべく、下記の事項について実施されるよう強く要請いたします。

1、保育施設の職員配置基準を諸外国並みの配置基準に改善すること。

2、保育施設・学童保育施設等の職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

3、保育施設・学童保育施設等の職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第4号について、原案に賛成の方は、御起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第5号「物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善等を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し議題といたしたいと思ひます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 案文を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきたいと思えます。

物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善等を求める意見書(案)

物価高騰が、国民の命と暮らし、地域経済に大きな影響を与えています。このような状況下でありながら、高齢者の生活のよりどころである公的年金は、過去10年で実質6.7%も引き下げられ、その一方で、医療費は1割負担から2倍の2割負担へと引き上げられました。

生きることに不安を抱いて、一日一日を必死に生き、生活保護を受けざるを得ない生活困難な高齢者が増え続けています。公的年金の支給額が増えることは、高齢者の生活を守るためにも、また、地域経済を好転させるためにも大きな役割を果たします。年金は生活消費に回るため、自治体全体で公的年金支給額が増えることは、自治体財政をはじめ地域経済を支え、活性化する大きな効果を持っています。

物価高騰のこのときに、物価上昇に見合う年金支給額を引き上げることは、生活に困窮する高齢者にとっては死活問題であり、自治体財政と地域経済を好転させるきっかけともなります。

また、昭和36年、1961年に年金制度ができた当初、年金支給日は3か月に1回でした。その後、年金は毎月支給してほしいという国民的な声が起こり、平成元年、1989年からやっと2か月に1回となりました。それから三十数年たった今も、2か月に1回です。

世間の経済取引や個人的な決済も1か月ごとです。現役の給与も1か月ごとです。国際水準から見ても遅れた国になっています。政府がデジタル社会を標榜する中では、毎月支給にすることは当たり前のことで、巨費は必要ないと言われています。

よって、政府におかれましては、下記の事項を早急に対応し実現されますよう、強く要望いたします。

1、高齢者も若者も安心して老後が暮らせるよう、公的年金の支給額を物価上昇に見合う額に改善すること。

2、年金の支給日を、現行の隔月から毎月支給にすること。

以上です。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第5号について、原案に賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

ただいま8番、岡本 詠君から、議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「岡本 詠君の議員辞職の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、「岡本 詠君の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番、岡本 詠君の退場を求めます。

(8番 岡本 詠君退場)

○議長(作田喜秋君) 職員に辞職願を朗読いたさせます。

(職員朗読)

○議長(作田喜秋君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

岡本 詠君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、岡本 詠君の議員辞職を許可することに決しました。

8番、岡本 詠君の入場を求めます。

(8番 岡本 詠君入場)

○議長(作田喜秋君) 日程第2、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長職務代理者 副市長。

(市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇)

○市長職務代理者 副市長(磯脇堂三君) 議長のお許しを得ましたので、市議会定例会9月第2回会議の散会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

9月第2回会議におきましては、泥谷前市長の辞職を受けての会議となり、これまでの市長不在の中での会議とは違い、大変緊張した中での会議となりましたが、議員各位、市民の皆様のお理解のもと、管理職はじめ職員に支えていただき、市長職務代理を務めることができました。

た。

御提案いたしました令和5年度補正予算、令和4年度決算、各議案につきましては、一部の継続審査を除き、本日ここに適切なる御決定をいただき、深く感謝申し上げます。継続審査となりました案件につきましては、なるべく早く精査を行い、議会に報告いたしますので御理解をよろしくお願いいたします。

さて、泥谷前市長が今年の2月8日から検査入院されて、一時復帰はありましたが、約8か月の間、市長の職務代理をさせていただきました。この間、議員各位、市民の皆様方、管理職はじめ職員の皆様方には大変お世話になりました。皆様方の御理解と御協力のおかげで何とか職務代理を務めることができました。深く感謝申し上げます。

10月22日には新たな市長が誕生します。新市長のもとでさらなる市政発展を願うものでございます。新市長ができる間、もう少し職務代理を務めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

今年は彼岸が過ぎても暑い日が続く異常気象でありましたが、10月に入ってめっきり朝夕が涼しくなりました。これから秋が深まり過ごしやすい季節となりますが、ここしばらくは朝夕と昼間の寒暖の差が大きくなりますので、体調には十分気をつけていただくことをお願い申し上げます。散会の御挨拶とさせていただきます。お疲れさまでございました。

○議長（作田喜秋君） 以上をもちまして、令和5年土佐清水市議会定例会9月第2回会議を終了いたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時08分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員